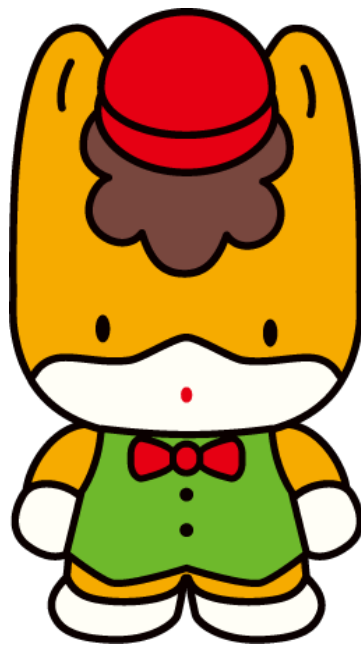


ぐんまちゃん利用の手引き

〈令和8年4月1日改訂〉

ぐんまちゃん
GUNMACHAN



群馬県エンターテインメント・コンテンツ課

目次

1. はじめに ……………P1
2. キャラクターについて ……………P2
3. 申請手続きについて ……………P3～15
4. イラストの利用について ……………P16～25
5. ぐんまちゃん等の台詞について……………p26～29

別紙1「イラスト一覧（ぐんまちゃん）」

別添「ぐんまちゃんロゴタイプの利用について」

別紙2「イラスト一覧（関連キャラクター）」

別紙3「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター利用の手引き」

1. はじめに

ぐんまちゃんは、「ゆうあいピックぐんま」のマスコットとして誕生した後、群馬県のイメージアップや知名度向上に大きく貢献してきました。

ぐんまちゃんが誕生した当時と今では、人々の価値観や環境も大きく変わりました。今後もぐんまちゃんが皆様に愛され、多くの方々にご利用いただき、群馬県の知名度と好感度が向上することを期待して、また、原作者が想定するぐんまちゃんのイメージを保持するため、「ぐんまちゃん利用の手引き」をぐんまちゃん作者の協力のもとに見直しました。

皆様の積極的なご活用をお願い申し上げます。

群馬県

ぐんまちゃんは、もともとは1994年に群馬県で実施された全国障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）を機に障害の有無や人種、性別、年齢、居住地などを超えて誰にでも親しまれるようにと誕生しました。

誕生時の大会シンボルマークはアルファベットのYとIを組み合わせで「友愛」「あなた（you）」と「わたし（I）」で人体を表現し、それを月桂樹の葉で彩っているもので、色は赤、青、緑で構成されていました。そこで月桂樹の「緑色」を障害や年齢、性別、居住地を問わないシンボルとして帽子の色にしました。

最近「赤色の帽子」を追加しました。もともとお洋服を着ていなかったぐんまちゃんも現在は緑色のベストを定番衣装として着ることが多くなりました。ベストに「緑色」を使用しているため、さらに原点であるシンボルマークからもう一色いただきました。シンボルマークの「人の頭」に当たる部分が赤かったためと、より主人公らしく愛されてもらいたいとの考えからです。もちろんこれからも緑色の帽子もかぶっていきますし、定番の帽子が一色増えたこととなります。

また、1994年の誕生当時から性別はありました。本人（ぐんまちゃん）の両親に聞けばちゃんと回答を聞けると思います。

ぐんまちゃんは「ぼく」や「わたし」を使わず、自分の名前を一人称としています。

ぐんまちゃんは「子どもの世界」に生きています。「性別らしさ」から自由に生きてもらいたいと思います。

世の中では色々なことや価値観がありますが、ぐんまちゃんは何かを否定したりしません。もちろん悪いことは応援しませんが、人それぞれがみんな違うことを小さいながらも知っています。

誰にでも平等で幸せで自由な毎日を皆さんにお届けできるように、そんな願いを込めてこれからもぐんまちゃんが皆さんに親しんでもらえると嬉しいと思っています。

ぐんまちゃん作者 中嶋史子



2. キャラクターについて

ぐんまちゃん

GUNMACHAN



名前	ぐんまちゃん (GUNMACHAN)
誕生日	2月22日
年齢	人間だと7歳くらい
好きなこと	たのしいこと、人を笑顔にすること 温泉でリフレッシュ
特技	みんなをいやす不思議な力（ぐんまパワー）を持っている
お仕事	群馬県宣伝部長

■関連キャラクターのプロフィールは、別紙「イラスト一覧（関連キャラクター）」をご覧ください。

3. 申請手続きについて

群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」、「関連キャラクター」及び「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター」（以下「ぐんまちゃん等」という）は

群馬県の知名度拡大及びイメージ向上を目的としたキャラクターです。

「ぐんまちゃん等」は群馬県の登録商標です。
イラストの利用は、原則として利用許諾申請が必要です。
※フリー素材ではありません。

なお、この手引きや別紙資料に記載されていない内容でも、「ぐんまちゃん等」のイメージ保持のため県から修正指示があった場合には、それに従ってください。

●申請の方法

- ① ぐんまちゃん等のイラスト等を利用したもの
・本手引き等の規定に従って作成のうえ、相談・申請ください。
- ② ぬいぐるみなどの立体物
・個別相談となります。作成前に必ずご相談ください。
・デザイン確認にお時間をいただきます。
また指示通りに作成できない場合は許諾できない場合があります。
・パッケージや商品名などについては、本手引の規定によります。
- ③ その他（ぐんまちゃん等を表現した①②以外の商品）
・②と同様の取り扱いとなりますので、作成前に必ずご相談ください。

以下の場合はお問い合わせください。

- ① テレビ、インターネット番組、新聞、雑誌の制作者が、報道目的以外で利用する場合で、群馬県のPRに資すると群馬県が認めた場合
- ② 県の機関等が申請する場合
- ③ デジタルコンテンツ(アプリ、LINEスタンプ、アニメ、ゲーム等)について
(県が政策的に利用するため)

※著作権法に定める著作権の制限(著作権法第30条～47条の6に該当)
に該当する場合は申請不要です。

- ・ 個人利用の場合
- ・ 報道目的で利用する場合
- ・ 学校の授業の過程で利用する場合（非営利目的の利用に限る）

など

3. 申請手続きについて

●ぐんまちゃん・ロゴタイプの利用料金

無料

(例)



ぐんまちゃん

●関連キャラクター及びアニメ「ぐんまちゃん」キャラクター利用料金

有料

(例)



※県内の市町村が利用する場合の利用料は無料です。

※「ぐんまちゃん」に関する取扱要領第8条第3項に該当する場合は利用料免除となります。

【有料利用時の算定区分について】

※最低料金は、1申請あたり1,100円（消費税及び地方消費税込み）です。

内容	料金	算定式	具体的事例（例）
商品（販売を目的として製造する製品（そのパッケージを含む）及びそれに準ずるもの。）	有料	販売価格（税抜）×製造数量×5%+消費税及び地方消費税	衣類、玩具、家電、文具、生活雑貨、服飾雑貨、食品、食品・菓子や農産物のパッケージなど
景品（商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるもの。）	有料	製造費用×製造数量×5%+消費税及び地方消費税	ノベルティグッズ、など
上記以外	別途協議のうえ決定	エンターテインメント・コンテンツ課長と協議のうえ、事例毎に決定する	印刷物、名刺、広告物など

※無料利用と有料利用が混在する場合は、利用料は有料となります。

※「ぐんまちゃん等」について、イラスト一覧にないイラストは原作者のみ新規で作成できます（ただし、アニメ「ぐんまちゃん」キャラクターは除く）。新規イラスト作画料金は有料です。著作権を含む全ての権利は群馬県に帰属させていただきます。

3. 申請手続きについて

- 「ぐんまちゃん等」を使用する場合は、事前に群馬県へ相談し、許諾を受ける必要があります。
- 事前相談から許諾までは、目安として4週間程度かかります。
- 既存イラストをそのまま使用する場合や、デザインに修正がない場合は、より短い期間で許諾できる場合があります。
- 新しいイラストの作成やデザインに修正が必要な場合は、事前相談から許諾までに4週間以上かかることがあります。利用をご検討の際は、余裕をもって早めにご相談ください。

◎ 利用手続きの流れ

① 事前相談

【提出書類】

- ・ デザイン案（見本レイアウト、原稿など）
※デザイン案の例は[こちら](#)をご覧ください。

相談窓口

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県知事戦略部エンターテインメント・コンテンツ課
TEL 027-226-2315 Mail:gunmачan@pref.gunma.lg.jp

【窓口対応時間】

9:00～12:00、13:00～16:00

※原則メールまたはお電話でご相談ください。

※来庁の場合、必ず事前にお電話ください。

② 申請

- ・ 原則WEB申請をお願いします。
- ・ 申請がスムーズに進むよう、提出前に[セルフチェックリスト](#)での確認をおすすめします。

【提出書類】

- ・ 事前相談したデザイン案
- ・ 会社概要（申請者の事業内容が分かるもの）
※個人の場合は不要

● WEB申請

<https://gunmачan.powerappsportals.com/>

● 郵送（WEB申請が困難な場合）

※利用申請書の様式は、ぐんまちゃんオフィシャルサイト
(<https://gunmачan-official.jp/>) からダウンロード

③ 審査

申請に必要な書類が全て揃った時点で、審査を開始します。

④ 許諾

- ・ 審査完了後、利用許諾通知を送付します。
- ・ デザインの使用が可能になります。
- ・ 対象物が完成したら、**完成品の写真（場合により実物）**を提出してください。

3. 申請手続きについて

●完成品の提出

- ・商品など利用の対象物が完成したら完成品の写真(場合により実物)を提出してください。**※写真の場合、著作権表示と許諾番号が鮮明に分かるようにしてください。**

●利用料の納付

①利用料の算定について

- ・関連キャラクターやアニメ「ぐんまちゃん」キャラクターを利用する場合の利用料は、有料です。
- ・利用料は、申請内容に基づき県で算定し、利用許諾時に納入方法と併せて通知します。
- ・ただし、「ぐんまちゃん」に関する取扱要領第8条第3項に規定する利用料免除に該当する場合には、利用料は免除されます。
(利用料免除を希望する場合は、様式1号に加えて様式第4号の提出が必要)

②利用料の納付について

利用料を納入期日までに納付いただけない場合は、利用許諾を取り消す場合がありますので、ご注意ください。なお、その場合に発生する利用者側の損害は群馬県では一切負いかねます。

■旧制度の有効期間及び在庫の取扱について（参考）

- ・旧制度で作成した在庫についても、在庫終了まで利用可とします（販売も可）。
- ・壁画、看板など容易に作りかえることが出来ない物は、例外的に引続き利用を認めます。ただし、許諾期間が満了する前に改めて改正後の手引きに基づき「新規申請」をする必要があります。
- ・旧制度で作成したものを新しく作り直す場合は、改正後の手引きに基づき「新規申請」してください。※改正後の制度では更新申請は出来ません。

3. 申請手続きについて

●利用期間

区分	利用期間	期間満了後の扱い
ぐんまちゃん	最長2年間	<ul style="list-style-type: none">・デザインを引き続き利用する場合でも、新規申請が必要です。・ただし、許諾期間内に製造された製品等について、許諾期間満了後にその販売等を行うことは可能です。
関連キャラクター アニメ「ぐんまちゃん」キャラクター (ぐんまちゃんを含む)	最長1年間	<ul style="list-style-type: none">・「ぐんまちゃん」と「関連キャラクター」を同時に使用する場合は、「関連キャラクター」の利用期間が適用されます。

■利用期間（参考）

①宣伝チラシ等の広告物について

利用期限が決まっている物件については、開催日や有効期限まで等を利用期限とします（イベントチラシはイベント開催日、クーポンは有効期限まで）。

②同じデザインを複数回使用する場合（雑誌・新聞の広告枠に毎月掲載するような場合）

同じデザインを年間で複数回利用されるような場合は、例外的に当該年度末までの期間設定で、「年間掲載計画」を添付の上、年度毎に申請をすれば許可する場合があります（事例毎に検討しますので、まずはご相談ください）。

※年間掲載計画が変更になる場合は、変更届を提出してください。

3. 申請手続きについて

○申請書の記入例（新規申請の場合）

※WEB申請の場合、作成は不要です。

記載例

別記様式第1号

2022年〇月〇日

群馬県知事 様

申請者 郵便番号 〒〇〇〇-△△△
 所在地 □□県〇〇市△△町××-×
 法人名等 株式会社 ○〇〇〇〇
 役職 代表取締役
 氏名 ○〇〇〇〇

団体や会社の場合は
 原則代表者

「ぐんまちゃん等」利用申請書

「ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領を遵守することを了承の上、下記のとおり、「ぐんまちゃん等」を利用したいので許諾してください。

記

利用キャラクター	<input checked="" type="checkbox"/> ぐんまちゃん・ロゴタイプ <input checked="" type="checkbox"/> 関連キャラクター <input type="checkbox"/> アニメ「ぐんまちゃん」キャラクター	
利用対象物件名	クッキー、宣伝用POP、宣伝用チラシ	
利用方法	クッキーのパッケージにぐんまちゃんや関連キャラクターのデザインを利用したい。	
利用希望期間	2022年11月1日 ~ 2024年10月31日	
対象物の詳細	販売価格（税抜）又は製造費用	500円
	製造数量	5,000個
	県産品使用の有無	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
	県内製造又は加工	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	※販売ありの場合 販売地域（該当するもの全てにチェック）	<input checked="" type="checkbox"/> 県内 <input checked="" type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 海外
担当者連絡先	部署名：〇〇〇課 担当者名：△△ △△ 電話番号：×××-××××-×××× Eメール：△△△@△△△△△△△△ <small>※企業、団体の場合は代表Eメールアドレスを記入してください。</small>	
前回の許諾番号		

・原則1物件ごとに申請書を作成
 ・ただし、POPやチラシ等の宣伝物は物件と同一の申請書で申請可能

利用希望期間を記載
 ※利用キャラクター毎に利用期間は異なるので注意

商品は販売価格(税抜き)を記入、商品以外は製造費用を記入

【添付書類】

- ①企業、団体等概要書（個人申請の場合は不要）
- ②利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- ③その他参考になるもの

【誓約書】

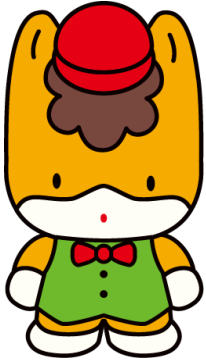
次の内容を確認の上、□にレ点を記入して、誓約をお願いします。

- 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。
- 前項に反したことにより、貴職が「ぐんまちゃん等」の利用許諾の取消し等を決定した場合は、その決定に従います。

3. 申請手続きについて

- ぐんまちゃん等を使用する場合は、以下①②いずれかの方法で**著作権表示と許諾番号を必ず表示してください。**
※原則として、イラスト付近に表示してください。

《表記方法》※○○○○○-○○は許諾番号を入れる箇所です。



- ① ©群馬県 ぐんまちゃん ○○○○○-○○
- ② ©Gunma pref. GUNMACHAN ○○○○○-○○

※審査終了後、許諾番号を通知します。申請時のデザイン案では、上記のような仮の番号を表示してください。（許諾番号通知後、番号を差し替えてご使用ください）

※許諾番号の継続や省略などその他の表示ルールは「ぐんまちゃん」の利用に関する取扱要領別表1をご確認ください。

【注意】

・加工食品等については、p10に例示した表示を原則記載してください。

- ・著作権表示と許諾番号を、ぐんまちゃん等のイラストに被せて表記することはできません。



※イラストに著作権等の表記を重ねない

- ・商品の性質上、直接表記できない（食品や、ぬいぐるみなど）場合には、タグやパッケージ等に表記してください。



※直接表記できないものはパッケージやタグに記載してください。

3. 申請手続きについて

●加工食品等の取扱いについて

原則、下記に例示する表示（A、B、C）のいずれかを、パッケージ／商品説明書などに入れてください。（※箇所も記載）

以下A～Cのうち、該当するものを、ひとつを記載してください。

A 県産食材利用の場合

この製品には、群馬県産の ※使用食材等記載 が使われています。

※この製品は、「利用許諾申請」に基づき、ぐんまちゃん等のイラストの使用の許諾を群馬県から受けていますが、群馬県やぐんまちゃん等が食品、原料及び製品の安全性や質を保証するものではありませんのでご了承ください。

B 県内で製造または加工された場合

この製品は、群馬県内で 製造／加工されています。

※この製品は、「利用許諾申請」に基づき、ぐんまちゃん等のイラストの使用の許諾を群馬県から受けていますが、群馬県やぐんまちゃん等が食品、原料及び製品の安全性や質を保証するものではありませんのでご了承ください。

C 県内のみで販売している場合

この製品は、群馬県内だけで販売されています。

※この製品は、「利用許諾申請」に基づき、ぐんまちゃん等のイラストの使用の許諾を群馬県から受けていますが、群馬県やぐんまちゃん等が食品、原料及び製品の安全性や質を保証するものではありませんのでご了承ください。

表示スペースの都合などで、A～Cの表示が難しい場合やA～Cに該当しない場合で加工食品に利用する場合は次のとおり記載してください。

D A～Cの表示が難しい場合や、その他加工食品等に利用する場合

この製品について、群馬県やぐんまちゃん等が食品、原料及び製品の安全性や質を保証するものではありません。

3. 申請手続きについて

○変更申請（別記様式第7号）

- ・ 許諾後に代表者名が変更になった場合やデザインを追加したいなど申請時の内容と異なる事態が生じた場合には「変更申請」が必要です。
- ・ 変更申請書（様式第7号）は、ぐんまちゃんオフィシャルサイト (<https://gunmachan-official.jp/>) からダウンロードできます。
- ・ 必要事項記入後、P5記載のメールアドレス宛てにご提出ください。

【変更申請が必要な場合】

- 変更の場合
 - ・ 法人の代表者や所在地等が変更になった
 - ・ 製品名を変えたい
 - ・ デザインを変更したい（デザイン変更は軽微なものに限る）
- 追加の場合
 - ・ デザインを追加したい（カラーバリエーションの追加など）
 - ・ 商品を追加生産したい（利用期間内の追加生産に限る）。

3. 申請手続きについて

○申請書の記入例（変更申請の場合）

記載例

別記様式第7号

2022年〇月〇日

群馬県知事 様

団体や会社の場合は
原則代表者

申請者 郵便番号 〒〇〇〇-△△△
所在地 □□県〇〇市△△町××-×
法人名等 株式会社 〇〇〇〇〇〇
役職 代表取締役
氏名 △△△△

「ぐんまちゃん等」利用変更申請書

2022年〇月〇日付け許諾番号第〇〇〇〇〇-〇〇号で許諾を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更事項

(1) 申請者情報

変更する必要が生じた項目について、ご記入等をお願いします。

変更項目	変更前	変更後
郵便番号		
所在地		
法人名等		
役職		
氏名	〇〇〇〇〇〇	△△△△△△

(2) 利用物件情報

変更項目	変更前	変更後
利用対象物件名		
販売価格又は製造価格		
製造数量		
県産品使用の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
県内製造又は加工	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
販売地域	<input checked="" type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 海外	<input checked="" type="checkbox"/> 県内 <input checked="" type="checkbox"/> 県外 <input type="checkbox"/> 海外

(3) デザイン 変更あり

2 追加事項

(1) 追加生産

追加生産やデザインの追加があった場合にご記入等をお願いします。

利用物件名	製造数量（追加数量のみ記載）
クッキー	5000

(2) デザイン 追加あり

担当者連絡先	部署名 : 〇〇〇課 担当者名 : △△ △△ 電話番号 : ×××-××××-×××× Eメール : △△△@△△△△△△ ※企業、団体の場合は代表Eメールアドレスを記入してください。
--------	---

【添付資料】

- ①企業、団体等概要書（個人申請の場合は不要）※前回提出時から変更がない場合は、省略可能。
- ②利用する物件の見本（カラー画像、レイアウト、原稿等）
- ③その他参考になるもの

3. 申請手続きについて

●海外での利用

- ・デザインの統一性の確保や申請及び事前相談での対応言語の課題があるため、日本国外の法人及び個人への許諾は、原則認めておりません。
- ・ただし、以下の場合は許諾が認める場合がありますので、必ず事前にご相談ください（対応言語「日本語」のみ）。
 - ①日本国内の法人又は団体が、日本国内で販売する物件を海外で販売する場合（海外のみでの販売を目的とした物件は許諾対象外）
 - ②海外に居住する日本人が組織する法人又は団体が非営利目的で利用する場合
- ・在外教育施設（日本人学校、補習授業校等）が教育目的で使用する場合は、申請することなく利用できる場合があります。ただし、デザインの利用確認は必要です。
- ・個人での利用は個人利用の範囲内で利用することができます（具体例は、別紙「ぐんまちゃん」利用に係るQ&Aをご参照ください。）。
- ・群馬県から許諾済みの「ぐんまちゃん等」デザイン利用の商品を海外で販売していただくことは可能ですが、海外で利用者が独自に商標登録を行うことは認めておりません。

3. 申請手続きについて

● 許諾出来ない場合

以下に該当する場合は利用の許諾はできません。

- 法令及び公序良俗に反すると認められるもの
- 群馬県の信用または品位を害すると認められるもの
- 「ぐんまちゃん等」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- 特定の個人、法人、団体、製品等を支援し、もしくは支援または公認しているような誤解を与える恐れがあると認められる場合（特定の個人、法人、団体のシンボルとしての利用など）
- 特定の政治的、宗教的または思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- 「ぐんまちゃん等」を利用することにより、群馬県が主催、共催または支援していると誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- 申請者が暴力団等であることが判明した場合
- 風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業及びカラオケボックスを除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- 立体物でその表現が「ぐんまちゃん等」を忠実に再現しているものと認められない場合
- 「ぐんまちゃん」及び「関連キャラクター」と「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター」を混在して使用している場合
- 申請された見本、デザインの修正指示に応じない場合
- その他、承認することが不相当であると知事が認めた場合

3. 申請手続きについて

● 留意事項

1 権利の帰属

「ぐんまちゃん等」を展開または応用利用したデザインを作製した場合も、その著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は群馬県に帰属します。

2 調査等への協力

県が実施する売上額調査やその他の照会にご協力ください。

3 許諾の取消や情報公開

適切な利用がされていない場合には許諾を取消することがあります。また、適正な利用と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用の取り消し状況について、情報を公開することがあります。

4 苦情や紛争処理

「ぐんまちゃん等」の利用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は利用者の責務において適切に対応してください。また、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償を求められた場合も、群馬県は国内・国外問わず責任の一切を負いません。

5 利用期間の満了について

群馬県からは原則「利用期間満了の通知」をしません。

許諾物件の利用期限は申請者の責任でご確認ください。

利用期間が満了しても引き続き同物件の利用を希望される場合には新規申請が必要となります。

ただし、従前のデザインが認められるとは限りません。

許諾番号を継続して利用する場合のルール等は「『ぐんまちゃん』の利用に関する取扱要領別表2」をご確認ください。

6 利用の非独占性

「ぐんまちゃん等」の利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではありません。

4. イラストの利用について

●イラストの利用について

原則として、別紙1「イラスト一覧（ぐんまちゃん）」、別紙2「イラスト一覧（関連キャラクター）」、別紙3「アニメ『ぐんまちゃん』キャラクター利用の手引き」（以下「イラスト一覧等」という）に掲載されたイラストのみご利用可能です。

「イラスト一覧等」にないイラストについては原作者のみ作成できます（アニメ「ぐんまちゃん」キャラクターを除く）。

新規作画を原作者に依頼する場合には、事前に、同意書（様式第11号）を県に提出いただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

新規作画に係る経費は申請者負担です。

なお、新規作画されたイラストについては、著作権を含む全ての権利は群馬県に帰属し、第三者利用が可能となることをご確認ください。

注意事項

- ◆「ぐんまちゃん等」のデザインは指定されています。

ポーズの変更、目鼻等の位置の変更などや、「ぐんまちゃん等」のイラストに文字や別のイラストを重ねる等は原則出来ません。

ただし、一部のイラストは加工（反転・物を持たせる・部分利用）を認めます（詳しくは「イラスト一覧等」をご覧ください）。

物を持たせることが可能なイラストについては、持ち方などに問題がないか原作者に確認の上、修正を求める場合があります。



4. イラストの利用について

●イラストの利用について

注意事項

◆ぐんまちゃん等の衣装

新しい衣装を着たイラストについては、原作者のみ作成が出来ます。

【注意事項】

- ・温泉に入るなど、特定の場を除き裸での利用はできません。
- ・群馬県以外の特定の団体のキャラクターであるかのような誤認を受ける服装は着用させることができません。
- ・ぐんまちゃんに、企業(団体)などが特定できるものを着用させることはできません。

◆原作者による新規作画

原作者による新規作画の場合は、イラスト一覧等以外のイラストの使用が認められますが、イラスト以外の部分（特定情報の取り扱いや著作権表記など）については本手引きに従います。

◆その他

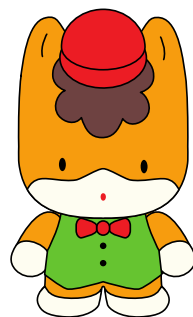
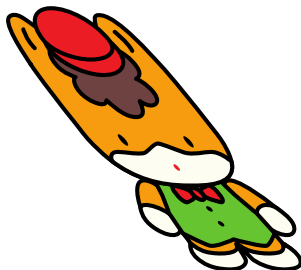
県と企業が共同で進めるプロジェクトなど、行政の判断により本手引きのルールと異なるデザインを認めることがあります。

4. イラストの利用について

● 不適当な使用方法

① 変形・加工

・ 以下のような使用は出来ませんので、ご注意ください。



縦横比の変更

線の変更

② - 1 製品名にぐんまちゃんを使用する場合

・ 他の製品と判別できるように、企業名などの明記が必要です。



※すでに利用されている製品名称及び同一デザイン製品での利用は、不正競争防止法に違反する可能性があります。(県では、名称、デザインの重複までは審査しないため、事前によくご確認ください。)

4. イラストの利用について

②-2 製品名にぐんまちゃんを使用する場合

「ぐんまちゃんも大好きなクッキー」など「ぐんまちゃん等」が製品をおすすめするような表現はできません。

③商号への利用

・店舗名や会社名など商号への利用は原則できません。

✕ ぐんまちゃんラーメン店
✕ パティスリーぐんまちゃん 等

④シルエットでの利用

イラスト一覧等掲載以外のシルエットでの利用は認められません。

⑤手書きでの利用

手書きでの利用は、認められません。

4. イラストの利用について

⑥特定情報の配置禁止

パッケージや広告等で、特定の製品等や企業の応援、紹介、説明等を行うことはできません。

ぐんまちゃん等が特定の製品／企業等をおすすめしている印象をあたえないようにご注意ください（群馬県が政策として実施する場合は除外します）。

「特定情報」とは以下のア～オを指します。

- ア 特定製品名（野菜名など製品が特定できない一般的なものは可）
- イ 製品画像/製品イラスト
- ウ 価格情報/製品情報
- エ 企業名/企業ロゴ/企業キャラクター
- オ おすすめ表現（「おすすめします」「お気に入りだよ」など）

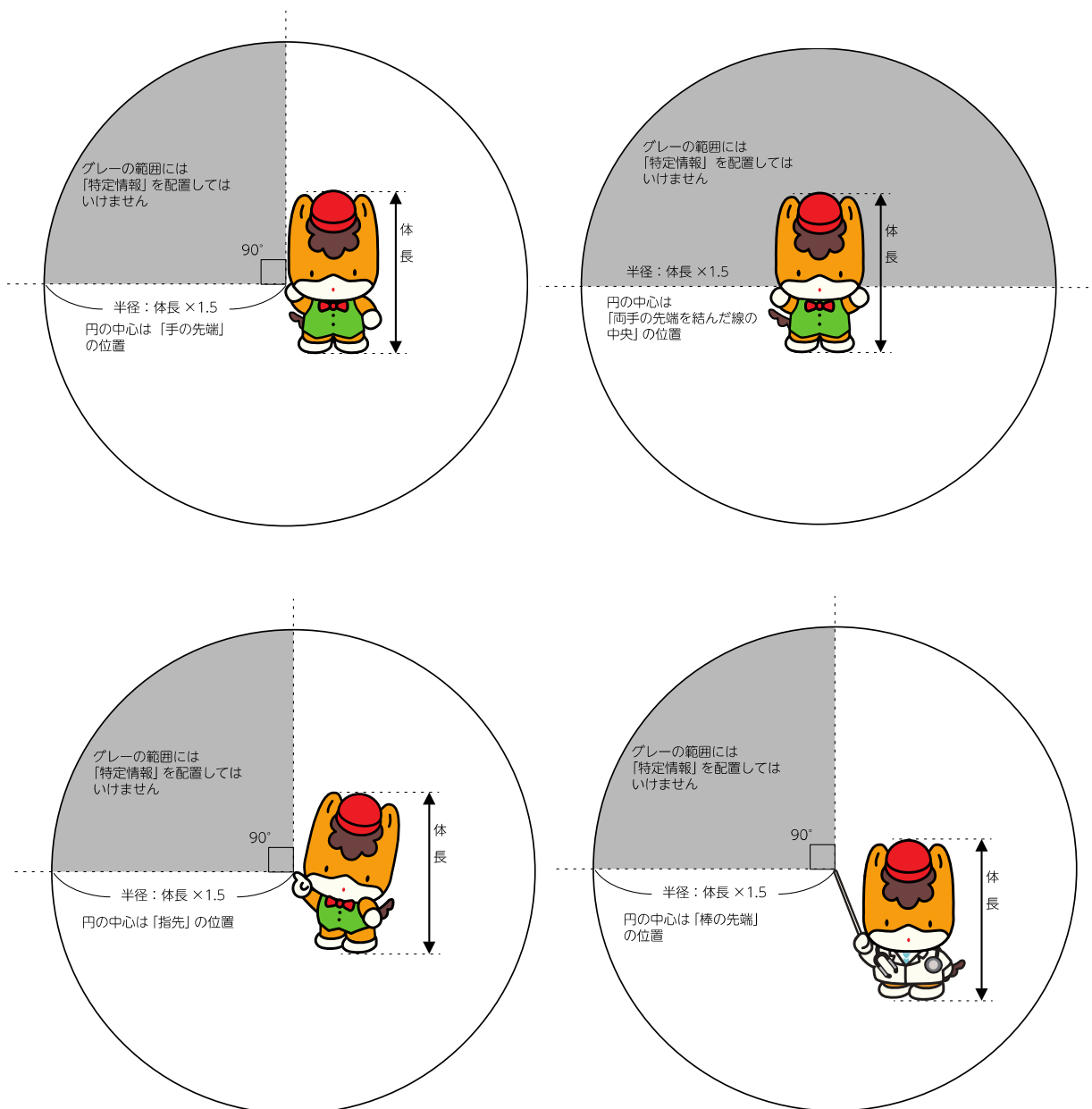


4. イラストの利用について

⑥-2 特定情報の配置禁止エリアについて

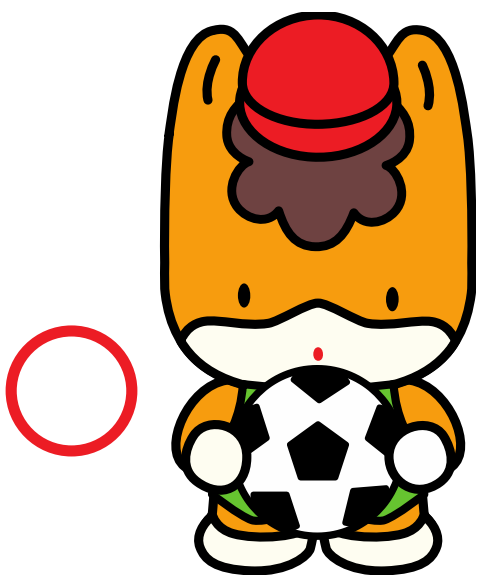
指を指す／手を挙げているイラストは、おすすめと捉えられやすいため、「特定情報」を置くことのできるエリアを制限しています。

下の図のとおり「特定情報」はイラストの手(指)のさす方向に配置しないでください。手(指)の先や持っている物の先端を起点とします。

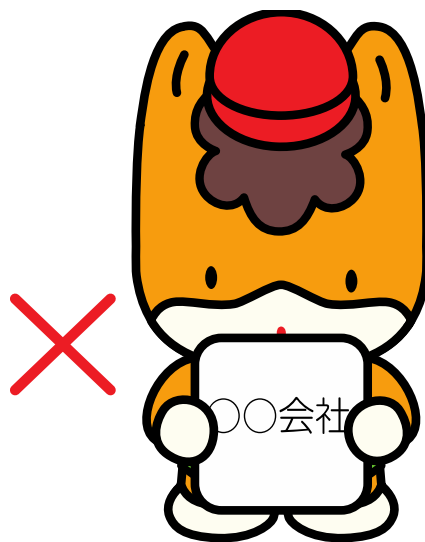


4. イラストの利用について

⑥-3 ぐんまちゃん等に「特定情報」を持たせない



一般的なものを
持たせることはOK
(ボール等の遊具、果物、
野菜など)



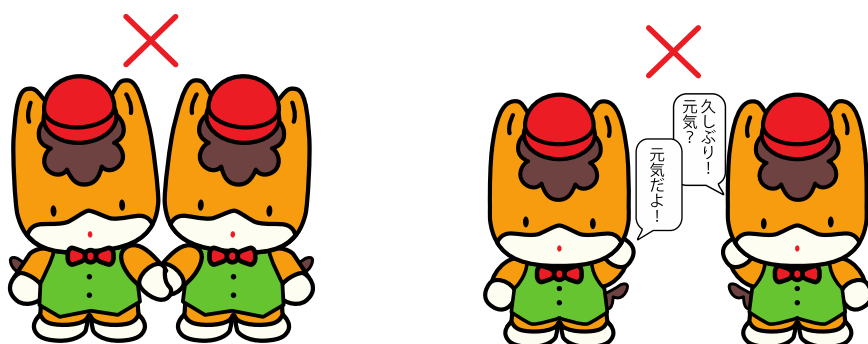
社名、ロゴ、特定の製品や
製品情報
などを持たせることはNG

4. イラストの利用について

⑦ぐんまちゃんのイメージや性格を変えない

以下 ア～オのように、新たな設定やイメージをつけるような使い方はできません。

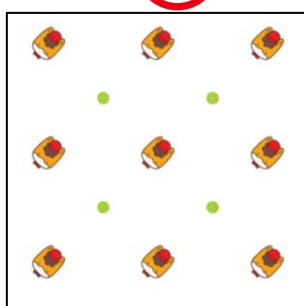
ア めんまちゃんに複数の人格を持たせない



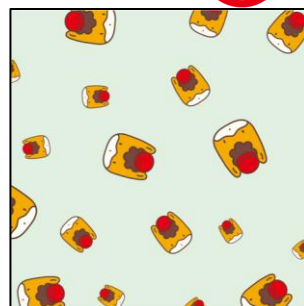
めんまちゃん同士が手をつないだり、会話をしたりするなど、めんまちゃんが複数いるような印象を与える使い方はできません。一つの画面に複数のめんまちゃんを配置する場合も親子、兄弟、友人と見間違えるような配置など、めんまちゃんが複数いるようなデザインはしないでください。

《使用可能な事例》

総柄



ランダム



イ 独自の設定や性格付けなどプロフィールから想定できない利用をしない。 また、プロフィールそのものを追加・改変しない。

【NG例】

- ・めんまちゃんに 飲酒、喫煙、乱暴な表現、怒りの表現 などをさせる。
- ・プロフィールにはない新たな特技を追加してPRする など

4. イラストの利用について

ウ 批判や反対活動などへの利用をしない

ぐんまちゃん等を利用して何かを批判したりや何かに反対する利用はできません。

×「ダメ！」→○「～しようね」

×「立ち入り禁止」→○「入ったら危ないよ」

エ 他のキャラクターとの親交がある様な表現をしない。

※県の施策等で利用する場合は除く



オ 群馬県以外の地域の PR を目的とした利用はしない

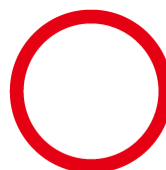
ぐんまちゃん等は群馬県 PR のためのキャラクターです。
群馬県以外の地域を PR するものには利用できません。

4. イラストの利用について

- 商品貼付用のシールは、用途を限定できないデザインでは、許諾できません。



・商品貼付用のシールで利用する場合、用途を問わず何にでも貼れてしまえるようなデザインでは、許諾できません。



・例えば、きゅうりの袋に貼付する場合、利用用途が制限できるデザインにしてください。名称表記と番号表記も必要です。

※シールと対象商品はセットで申請をしてください。

5. ぐんまちゃん等の台詞について

●ぐんまちゃん等の台詞

・ぐんまちゃん等の台詞について
台詞で表現できるものは、次の3種類を原則とし、**「ぐんまちゃん等台詞一覧」に掲載されたもの以外は認めません。**なお、キャラクターごとに「一人称や語尾」が異なります。

A 一般的な挨拶の例



おはよう
おやすみ等

B 群馬県（地域、県産品等）又は群馬県施策のPRの例



群馬のキャベツおいしいよ 等

C イベントの告知の例



○月○日、
■公園に
行くよ！ 等

・ぐんまちゃん等を利用した商品等に関連した、群馬県（地域・県産品等）又は群馬県の施策に関するPRとなる表現は認められます。ただし、特定の団体名・製品名等をPRすることは出来ません。

※例

×「●●農園のキャベツ美味しいな（特定の団体のPR）」

⇒ ○「群馬のキャベツ美味しいな（県産品全体のPR）」

×（米の場合）「美味しいよ！」（商品名なしで、逆にその商品のPRとなる）

⇒ ○「群馬のお米、美味しいよ！」

【注意事項】

- ◇ぐんまちゃん等のキャラクターを守るため、ネガティブな表現や、特定の人、製品、団体、思想等を推す（群馬県又は群馬県施策をPRするものを除く）あるいは批判する表現は認められません。
- ◇簡単な外国語での表現は、日本語訳が原則から外れなければ使用できます。
- ◇セリフは、吹き出しがあっても、無くてもぐんまちゃん等との位置関係によりセリフと認識されるものについても同様に取り扱います。
- ◇語尾に記号等（♡、☆、！、？、♪、～等）の追加は上記の原則を守り、セリフの内容に合っているものであれば使用できます。

5. ぐんまちゃん等の台詞について

● ぐんまちゃん等台詞一覧

※一覧以外の台詞は原則認めません。ただし特別な事情がある場合は別途協議してください。

※台詞の前後に一般的な1、2語程度の言葉は追加や語尾を変更することなどは可能です。

例：「おはよう」→「おはようございます」「みんな、おはよう」
「よろしく」→「よろしくね!」「参加するみんな、よろしくね」など

カテゴリ	NO	台詞	備考
A 挨拶	1	おはよう	
	2	こんにちは	
	3	こんばんは	
	4	おやすみ	
	5	いただきます	
	6	ごちそうさま	
	7	ありがとう	
	8	ごめんね	
	9	いらっしゃいませ	
	10	おつかれさま	
	11	よろしく	
	12	がんばれ	
	13	バイバイ/さよなら	
	14	おだいじに	
	15	暑いね	ぐんまちゃんの感想や判断となるため 背景など全体で判断
	16	寒いね	
	17	OK	
	18	楽しみだね	
	19	すごいね	
	20	びっくり	
	21	わくわく	
	22	ドキドキ	

5. ぐんまちゃん等の台詞について

● ぐんまちゃん等台詞一覧

カテゴリ	NO	台詞	備考
B 群馬県の産業振興・県産品の普及 ※「群馬県」は「群馬」でもOK	1	群馬県産だよ	
	2	群馬県で作られました	
	3	群馬県の〇〇おいしいよ	「〇〇」は一般的な農産物や加工品の名称（例：キャベツ、こんにゃく等）
	4	群馬県の〇〇大好き	
	5	群馬県の工場で作ったよ	
	6	群馬県の温泉いいね	
	7	群馬県は温泉が多いよ	
	8	群馬県が発祥だよ	
	9	群馬名物だよ	
	10	群馬県に来てね	
C イベント告知 ※ぐんまちゃんが出動するイベントのみ利用可能	1	ぐんまちゃんが行くよ	
	2	みんな来てね	
	3	一緒に〇〇しようね	「〇〇」は「ダンス」や「お絵かき」などぐんまちゃんと一緒にすることが入ります

5. ぐんまちゃん等の台詞について

● ぐんまちゃん等台詞一覧

※各キャラクターごとに口調がありますので、下記の表を参考にしてください。

キャラクター名	一人称	語尾
あおま	オレ	～だよ
みーみ	わたし	～よ
ぐんまちゃんのお父さん	わたし	—
ぐんまちゃんのお母さん	わたし	～よ
ゆうみ	ゆうみ	～よ
古墳さま	ワシ	～じゃ
ハニワ	我々	～なのだ
三人童女	わたし (たち)	～よ
ヤヨイヒメ	わたし	～よ
従者	私たち	(ですます調)